

上村秀昇編輯

明治十六年十二月廿八日御布告

改正
徴兵令假名附
全

東京

椿香堂發兌

039067-000-8

特54-479

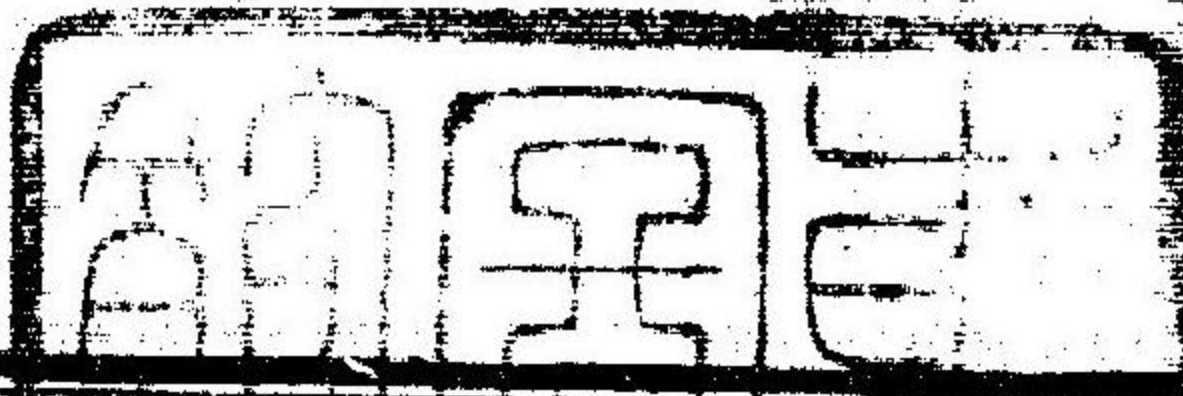
徴兵令假名附(改正)

上村 秀昇/編

M17.1

BCC-0312





緒言

文明世界ニ國ヲ立ル者ハ治ニ亂ニ始終陸海軍備ノ緊要ナル猶ホ身體ノ手足ニ於ケル如レ故ニ各國互ニ兵器ノ銳利ヲ競争シ改良發明日ニ新ナルヲ鐵道ニ我國夙ニ兵備ノ擴張ヲ計畫シ客歲十二月ヲ以テ徵兵令ノ改正アリリ苟クモ父兄タランモノハ一章一條熟讀知了シ常ニ子弟ヲシテ國民ノ必ス負フヘキ義務アルヲ訓誡シテ怠ルヘカラス共ニ東洋愛國ノ忠誠ヲ盡シ凛々タル神風永ク歐米人ヲシテ寒カラシメノ事ヲ要ス矣

明治十七年一月

編者識

○太政官布告第四十六號
徵兵令別冊の通改正す
右奉 勅旨布告候事

明治十六年十二月二十八日

大政大臣 三條實美
陸軍卿 大山巖
海軍卿 川村純義

(別冊) 徵兵令

第一章 總則

第一條 全國の男子年齢満十七歳より満四十歳迄の者ハ總て兵役ヲ服ス可き者トス

第二條 兵役ハ陸軍海軍共ニ常備兵役後備兵役及ヒ國民兵役トシテ
第三條 常備兵役ハ別ちて現役及ヒ豫備役トス其現役ハ三箇年トシテ
年満二十歳ニ至リたる者之ニ服シ其豫備役ハ四箇年トシテ現
役を終リたる者之ニ服ス

第四條 後備兵役ハ五箇年トシテ常備兵役を終リたる者之ニ服ス

第五條 國民兵役ハ年齢満十七歳より満四十歳迄の者ニ一トシテ常備兵
役及ヒ後備兵役中ニ在ラざる者之ニ服ス

第六條 各兵役ノ期限已ニ滿ルト雖ども戰時或ハ事變ニ際スルとき
若クハ臨時ニ演習或ハ觀兵ノ舉あるとき若クハ航海中或ハ外國駐
館中ニ其期を延ス可シ

第七條 重罪ノ刑ニ處セラレたる者ハ兵役ニ服スルことを許さズ

第二章 服役

第八條 陸軍現役兵ハ毎年所要ノ人員ニ應ジ壯丁ノ身材藝能職業ヨ
從ヒ步兵騎兵砲兵工兵輜重兵及ヒ雜卒職工ヨ區別シ抽籤ノ法ニ依
リ當籤ノ者を以テ之ニ充ツ海軍現役兵ハ海軍所要ノ人員ニ應ジ沿
海地方及ビ島嶼ノ人民を調査シ海軍ニ適スル職業ニ從ヒ水兵火夫
職工等ヨ區別シ抽籤ノ法ニ依リ當籤ノ者を以テ之ニ充ツ但海軍志

願兵徵募規則より依り就役す者ハ本令の限に在らば

第九條 陸軍雜卒の現役期限ハ其職務より因り之を短縮することある可一但常備兵役の全期ハ之を減ずることなし

第十條 年齢二十歳より滿たずと雖とも滿十七歳以上の者ハ現役を志願することを得

第十一條 年齢滿十七歳以上滿廿七歳以下よちて官立府縣立學校(小學校を除く)の卒業證書を所持し服役中食料被服等の費用を自辨する者は願より因り一個年間陸軍現役より服せしむ其技藝より熟達なる者ハ若干月より歸休を命ぜることある可一但常備兵役ハ全期は之を減ずるよしとなし

第十二條 現役中殊に技藝より熟達する者及官立公立學校(小學校を除く)の步兵操練科卒業證書を所持する者ハ其期未だ終

らばと雖とも歸休を命ぜることある可し

第十三條 豫備兵ハ戰時若くハ事變ハ際し之を召集し常備隊を充實し又補充隊より編制す平常ハ在てハ技藝復習の爲め毎年一度六十日以内之を召集し又兵員實査の爲め毎年一度點呼を爲す但海軍豫備兵ハ技藝復習の爲め召集することあり

第十四條 後備兵ハ戰時若くハ事變ハ際し豫備兵より次で之を召集し常備兵の後援と爲す平常ハ在て其技藝復習の爲め召集し及び兵員實査の爲め點呼を爲すこと豫備兵に同じ

第十五條 國民兵ハ戰時若くハ事變ハ際し後備兵を召集し仍ほ兵員を要するるときは限り之を召集し隊伍より編制して軍役に充つ

第三章 免除及び猶豫

第十六條 兵役を免除するハ癡疾又ハ不具等よして徵兵検査規則より

照し兵役に堪へざる者は限る

第十七條 左に掲ぐる者の徴集を猶豫す但其年補充員不足するとき又ハ戦時若クハ事變に際し兵員を要するときハ之を徴集す 第一項兄弟同時ニ徴集ニ應ずる者の中一人及ヒ現役兵の兄或ハ弟一人第二項現役中死没又ハ公務の爲め負傷し若クハ疾病に罹り免役したる者の兄或ハ弟一人 第三項戸主年齢満六十歳以上の者の嗣子或ハ承祖の孫 第四項戸主痼疾又ハ不具等にして一家の生計を營むふと能はざる者の嗣子或ハ承祖の孫 第五項戸主

第十八條 左に掲ぐる者の其事故の存する間徴集を猶豫す 第一項 教正の職に在る者 第二項官立府縣立學校(小學校を除く)の卒業證書を所持する者として官立公立學校教員たる者 第三項官立大學校及ヒ之に準ずる官立學校本科生徒 第四項陸海軍生徒海軍工夫

第五項 身幹未だ定尺に滿たざる者 第六項 疾病中或ハ病後の故を以て未だ勞役に堪へざる者 第七項 學術修業の爲め外國に寄留する者 第八項 禁錮以上ニ該る可き刑事被告人と爲り裁判未決の者 第九項 公權停止中の者

第十九條 官立府縣立學校(小學校を除く)ニ於て修業一個年以上の課程を卒りたる生徒ハ六個年以内徴集を猶豫す

第二十條 左に掲ぐる者の豫備兵に在ると後備兵に在るとを問はば復習點呼の爲め召集するものとあし但戦時若クハ事變に際しては太政官の決裁を経て召集するものとある可し 第一項 官吏(判任以上)及ヒ戸長 第二項 教導職(試補を除く) 第三項 官立公立學校教員 第四項 府縣會議員 第五項 官立府縣立醫學校の卒業證書を所持して醫術開業の者

第二十一條 官省院廳府縣に於て餘人を以て代ふ可らざる技術の職を奉ずる者の太政官の決裁に依て徵集を猶豫することある可し

第二十二條 左に掲ぐる者の第十七條に照して徵集を猶豫するの限に在らず 第一項附籍戸主及び附籍戸主の嗣子或は承祖の孫 第二項廢疾又は不具等として一家の生計を營むこと能はざるは非ず或は重罪の刑に處せられたるは非ず又は嗣子承祖の孫若くは相續人を罷め更は定めたる嗣子承祖の孫 第三項年齢六十歳未満の戸主廢疾又は不具等として一家の生計を營むこと能はざるは非ず或は重罪の刑に處せられたるは非ずして戸主を罷め年齢六十歳以上の者よして其跡を繼きたる戸主の嗣子或は承祖の孫 第四項分家一又は絶家若くは廢家を再興したる戸主及び其戸主の嗣子或は承祖の孫 第五項嗣子承祖の孫失踪して五個年を経ざる者の跡は定

めたる嗣子承祖の孫 第六項第二項第三項第四項に當る嗣子或は承祖の孫よえて戸主廢疾又は不具等として一家の生計を營むこと能はざるは非ず或は重罪の刑に處せられたるは非ずして戸主を罷め其跡を繼きたる戸主 第七項年齢六十歳未満の者廢疾又は不具等よして一家の生計を營むこと能はざるは非ず或は重罪の刑に處せられたるに非ずして戸主を罷め其跡を繼きたる戸主 第八項嗣子承祖の孫又は相續人廢疾又は不具等よして一家の生計を營むこと能はざるは非ず或は重罪の刑に處せられたるは非ずして戸主の死亡跡若くは戸主を罷めたる跡を繼がず他の者よして其跡を繼きたる戸主 第九項戸主失踪して五個年を経ざる者の跡を繼きたる戸主

第二十三條 第十八條第一項第二項第三項第四項(陸海軍生徒を除く)

第十九條第二十一條に當る者と雖も第三十五條に示したる徵兵各自届出期限即ち九月十六日以後に係る者の徵集を猶豫するの限に在らざる

第四章 徵兵區及び抽籤

第二十四條 徵兵區ハ軍管師管及び府縣の區域に從ふ其軍管に從ふものを軍管徵兵區と爲し師管に從ふものを師管徵兵區と爲す府縣に從ふものを府縣徵兵區と爲す但府縣の管地兩師管に分属するものハ師管毎に一區を設く軍管及び師管の徵兵區域ハ別表に掲ぐ

第二十五條 各鎮臺に屬する歩兵ハ其師管徵兵區限り其他の諸兵ハ其軍管徵兵區限り之を徵集す但現役徵員及び其補充員不足とるとき歩兵ハ他の師管其他の諸兵ハ他の軍管徵兵區より之を補充し海軍及び近衛の諸兵ハ各軍管徵兵區に配當して全國より之を徵集す

第二十六條 抽籤ハ各府縣徵兵區限り之を行ふ者とす府縣徵兵區に於てハ其區壯丁の身體検査終りたる後兵役に適き可き人員の身材職業に從ひ兵種を區別し番號を定め抽籤せしむ

第二十七條 籤ハ一郡區毎に籤丁の人数を以て一名乃至三名の總代人を出て之を抽かす

第二十八條 抽籤の法ハ籤丁の數に應じ籤札ハ兵種番號を記し籤箱に納れ籤簿掛の面前に置き籤丁名簿の順序に從ひ其氏名を呼び總代人は之を抽くしめ籤簿掛に抽籤の正否を監し抽き畢る所の番號を高聲し呼しめ其籤札を受取り籤簿に氏名番號を記し籤札ハ總代人に交付す

第二十九條 籤ハ其番號現役徵員の數に滿つる迄を以て現役籤とし其餘を以て補充籤とし

第五章 補充員及び豫備徴員

第三十條 補充員ハ補充籤を抽きたる者を以て一個年間之ニ充ツ其期限内現役兵欠員するるとき又ハ戦時若クハ事變に際シ兵員を要するるとき其番號の順序ニ從ヒ之を徵集ス補充員の數ハ概ね現役徴員五分の二より少クらざるものとす

第三十一條 補充員ヨシテ其期限内徵集の命なき者及び第十八條第三項の生徒ヨシテ二個年以上の課程を卒リたる者の年齢滿二十七歳迄之を第一豫備徴員とす

第三十二條 第十七條ヨ當る者ヨシテ其年徵集の命なき者第十八條第二十一條に當る者ヨシテ七個年間其事故の存する者及び第一豫備兵員を終りたる者年齢滿三十二歳迄ハ之を第二豫備徴員とス但第十七條ヨ當る者第二豫備徴員ト爲りたる後六個年間ヨ該條に掲

ぐる資格を失ひたるるときハ現役に徵集す

第三十三條 豫備徴員ハ戦時若クハ事變に際シ兵員を要するるときこれを徵集ス但第二豫備徴員を徵集するハ後備兵を召集するるときヨ限る

第六章 雜則

第三十四條 毎年一月より十二月迄ハ年齢滿十七歳ト爲る者ハ其年の九月一日より同月十五日迄ハ戸主(本人戸主なれハ自身以下戸主ト爲るもの皆同シ)ヨリ本人の氏名族籍住所誕生の年月日及び職業を記載シ本籍の戸長に届出可

第三十五條 毎年一月より十二月迄ハ年齢滿二十歳ト爲る者ハ其年の九月一日より同月十五日迄に書面を以て戸主ヨリ本籍乃戸長ヨ届出可シ若シ届出の後翌年四月十日迄に異動を生じたるるときハ其

理由を詳記し三日以内は本籍の戸長は届出可し但二十歳未満にして現は服役する者へ届出るは及はず

第三十六條 第十七條に當る者其資格を失ひ第十八條第十九條第二一條に當る者其事故止み及び第三十二條但書に當る異動を生じたるるときは其事由を詳記し其年の九月一日より同月十五日迄は戸主より本籍の戸長へ届出可し但九月十六日以後翌年四月十日以前本條に當る者へ三日以内に本籍の戸長へ届出可し

第三十七條 他の府縣に寄留する者其地に於て徴集に應せんと欲するるときは其地は居住する者(戸主)を以て證人と爲し八月十五日迄は戸主より其旨を本管廳へ願出可し但第三十五條に届書に寄留地の戸長へ差出可し

第三十八條 現役兵在營在艦中の定額の日給を與へ服食等を給す

第三十九條 疾病或は犯罪等よて期限に際し入營を難き者其事由を詳記し其疾病は罹る者へ醫師の診断書を添へ即日戸長へ届出可し其事故止むるとき亦同し

第四十條 第三十九條に掲ぐる者其年九月一日に至るも事故猶止まざるるときは之を翌年廻の者と爲し翌年更は検査を遂げ他の徴員より先ち徴集す可し但戰時若くは事變に際し兵員を要するるときは翌年徴集の期を待たば徴集す

第四十一條 兵役を免る者が爲め身體を毀傷し疾病を作為し其他詐偽の所爲を用ひ又は逃亡若くは潜匿したる者又は正當の故なく検査所へ參會せざり又は第三十五條第六條の届出を怠りたる者へ抽籤の法を用ひず直に現役を徴集し又は翌年検査を遂げ第四十條に掲ぐる者へ先ち抽籤の法を用ひず徴集す

第四十二條 常備現役年期の計算ハ總て其入營年の四月二十日(第四十一條ヲ掲ぐる者ハ入營の當日)ヨリ起算シ豫備役及び後備役年期の計算ハ其定例編入可き年の四月二十日より起算ス但禁錮の刑ニ處せられ又ハ監視ニ付せられ又ハ逃亡したる者其刑期中の日數及び逃亡中の日數ハ服役年期ニ算入せず

第四十三條 第三十四條 第三十五條 第三十六條 第三十九條の届出を爲さざる者及び検査時日の指定を受け正當の故なく其場所ニ參會せざる者ハ三圓以上三十圓以下の罰金ニ處せ

第四十四條 兵役を免れんヲ爲め逃亡し又ハ潜匿し若クハ身體を毀傷し疾病を作為し其他詐傷の所爲ある者ハ一月以上一年以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

第四十五條 本令施行の爲めニ要する規則ハ別ニ布達を以て之を定む

軍管		師管		國名
第一	第二	第一	第二	
第一	第二	第一	第二	武藏の内(麴町區、神田區、日本橋區、京橋區、芝區、麻布區、赤坂區、四谷區、牛込區、小石川區、本郷區、下谷區、淺草區、横濱區、荏原郡、南豊島郡、北豊島郡、南足立郡、北足立郡、東多摩郡、西多摩郡、南多摩郡、北多摩郡、久良岐郡、桶樹郡、都筑郡、新座郡、入間郡、高麗郡、比企郡、横見郡、秩父郡、兒玉郡、那珂郡、賀美郡、大里郡、榛羅郡、榛澤郡、男衾郡) 相摸、甲斐、伊豆、上野、信濃の内(南佐久郡、北佐久郡、小縣郡、埴科郡、更級郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡、下水内郡)
第二	第三	第一	第二	武藏の内(本所區、深川區、南葛飾郡、北葛飾郡、南埼玉郡、北埼玉郡) 安房、上總、下総、常陸、下野
第三	第四	第一	第二	陸前の内(仙臺區、名取郡、柴田郡、磐城、岩代、羽前、越後、佐渡、陸前) 陸前の内(宮城郡、黒川郡、加美郡、志田郡、玉造郡、遠田郡、栗原郡、登米郡、本吉郡、桃生郡、牡鹿郡、氣仙郡) 陸中、陸奥、羽後、

第五		第四		第三		第二		第一			
第十	第九	第八	第七	第六	第五	第四	第三	第二	第一		
阿波、讚岐、伊豫、土佐		安藝備後、備中、山雲、石見、隱岐、周防、長門		攝津の内(東區、西區、南區、北區、東戎郡、住吉郡、紀伊の内)和歌山區、名草郡、海部郡、那賀郡、伊都郡、有田郡、日高郡、東牟婁郡、西牟婁郡、山城大和、河内、和泉、近江、伊賀		攝津の内(神戸區、西成郡、島上郡、島下郡、豐島郡、能勢郡、八尾郡、菟原郡、武庫郡、川邊郡、有馬郡)播磨、淡路、若狹、丹波、丹後、但馬、美作、備前、因幡、伯耆		尾張の内(名古屋區、愛知郡、葉栗郡、中島、海東郡、海西郡、知多郡)信濃の内(東筑摩郡、西筑摩郡、南安曇郡、北安曇郡、上伊那郡、下伊那郡、諏訪郡)三河、遠江、駿河、伊勢、志摩、紀伊の内(南牟婁郡、北牟婁郡)		尾張の内(東春日井郡、西春日井郡、丹羽郡)美濃、加賀、能登、越中、飛騨、越前	

第六	第五	第四	第三	第二	第一
第十二	第十一	第十	第九	第八	第七
渡島、後志、石狩、天鹽、北見、膽振、日高、十勝、釧路、根室、千島	肥後、日向、大隅、薩摩、沖繩	豐前、豐後、筑前、筑後、肥前、壹岐、對馬			

軍管の軍團の諸兵師管の師團の諸兵を徵集す徵兵は現今沖繩縣よ之を行はす北海道よ於ては第七軍管の鎮臺を設くる迄函館縣管下函館江差福山三個所を限り之を行ひ第二軍管の管轄よ屬せしむ

○陸軍省甲第四拾四號達 府縣 沖繩、札幌、根室、の三縣を除く

今般四拾六號布告徵兵令改正相成候處本年徵兵適齡即ち來十七年徵集す可き者の既よ舊徵兵令に據り調査し最早諸名簿整頓後よ係るを以て十七年徵集す可き者の舊令よ據り徵集し新令第十一條第十七條乃至第十九條第二十一條第二十七條第二十五條第二項第三十條第二項

第三十一條中の生徒せいと第三十六條に當る事項じきハ來十七年滿齡まんれい即ち十八年徵集せいきず可べき者より實施じつし致候儀ぎと可心得此旨相達候事

明治十六年十二月廿八日

陸軍卿 大山 巖

改正 徵兵令假名附終

明治十七年一月四日御届

同年一月二十三日出版

定價四錢五厘

日本橋區濱町貳丁目拾貳番地
高崎脩助方同居東京府士族

編輯人 上村 秀昇

同所東京府平民

出版人 高崎 脩助

同區人形町通大坂町

發兌人 法水 徳兵衛

217-52